明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件（**外務**一一八）　一

○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件（**財務**一一一）

○外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件（**同**一一二）　二

○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件（**経済産業**九八）

○外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（**同**九九）

告示

○外務省告示第百十八号

北朝鮮をめぐる現下の国際情勢に鑑み、北朝鮮をめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って我が国が講ずる資産凍結等の措置の対象として、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を別表のとおり指定する。

平成二十五年四月五日

外務大臣　岸田　文雄

1．団体

(1)　フォーリン・トレード・バンク・オブ・ザ・デモクラティック・ピープルズ・リパブリック・オブ・コリア
（別称：ノース・コリアズ・フォーリン・トレード・バンク）
Foreign Trade Bank of the Democratic People's Republic of Korea
（also known as North Korea's Foreign Trade Bank）
所在地：北朝鮮平壌特別市中区域中城洞ＦＴＢビルディング
SWIFT／BIC：FTBD KP PY

2．個人

(1)　ペク・セボン
Paek Se-Bong
（also known as Paek Se Pong）
生年月日：1938年3月21日
役職：セコンド・エコノミック・コミッティ委員長、国防委員会委員

(2)　パク・ドチュン
Pak To-Chun
（also known as Pak To'-Ch'un；Pak Do Chun）
生年月日：1944年3月9日、出生地：北朝鮮慈江道狼林郡
役職：朝鮮労働党書記、国防委員会委員

(3)　チュ・ギュチャン
Chu Kyu-Chang
（also known as Chu Kyu-Ch'ang；Ju Kyu-Chang）
生年月日：1928年11月25日、出生地：北朝鮮咸鏡南道咸州郡
役職：朝鮮労働党機械工業部長、国防委員会委員

(4)　オ・グンニョル
O Kuk-Ryol
（also known as O Ku'k-ryo'l）
生年月日：1930年1月7日、出生地：北朝鮮咸鏡北道穏城郡
役職：国防委員会副委員長

○財務省告示第百十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月五日

財務大臣　麻生　太郎